

みんなでも ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

帰還支援一時宿泊所（ホテルなみえ）の運用について



福島いこいの村なみえ（ログハウス）（2月4日撮影）
本館の大浴場、休憩室等の改修に加え、ログハウスを整備中

町民の方々の帰還準備の負担軽減を目的として、浪江町帰還支援一時宿泊所「ホテルなみえ」を開設していましたが、町の復旧の進展に伴い、平成30年3月31日をもって、宿泊所の運用を終了する予定としています。

4月以降、町内で宿泊される場合は、民間宿泊施設や平成30年度早々のオープンを目指して整備を進めている「福島いこいの村なみえ」をご利用ください。

☎ 企画財政課財政管財係
TEL 0240 (34) 0237

なみえの あの店この店

ふるさとを離れ、ふるさとを想いながら避難先であらたにスタートした浪江町民や浪江町にゆかりのある企業・店舗の皆さんをご紹介します。

掲載ご希望の企業・店舗の方は、ご連絡ください

☎ 企画財政課情報統計係 TEL 0240 (34) 0241

とんかつ しが

営業時間 11時～14時・17時～21時30分
定休日 火曜日

(株)原田時計店

代表 原田 雄一 TEL 090 (7521) 8960
営業時間 10時～18時 定休日 火曜日

OBR I (おぶり) (コーヒータイム2号店)

代表 橋本由利子 TEL 0243 (24) 1446
営業時間 10時～16時 定休日 月・火曜日

〒969-1404 福島県二本松市油井字大窪109-20
(二本松市石倉団地前・コモンステージ安達内)

ここから下は広告です。

水素水サーバー い～水 H₂ 販売及びレンタルを始めました！

カラダに水素、できたての水素水。
安全 安心 健康

「い～水 H₂」とは

「い～水 H₂」は、一般の水道水やガロンボトルの水から水素を豊富に含む水を生成する画期的なサーバーです。本サーバーは水を純水にまでろ過した上で、溶存水素濃度の高い中性の水素水を作ることができるので、口あたりの良いまろやかな水素水をお楽しみいただけます。



誠意と技術で奉仕する

東北工業建設株式会社

詳細は当社ホームページをご覧ください！

東北工業建設株式会社 検索

お問い合わせは 環境衛生事業部まで
TEL.024-573-4127

町の農林水産業 再生に向けて

関係産業振興課農政係 ☎0240(34)0245

先端農業技術体験フェア が開催されました

1月21日、経済産業省・農林水産省・福島県主催による「先端農業技術体験フェア」が浪江町地域スポーツセンターにて開催されました。会場には、先端農業技術を紹介する14団体がブースを出展し、施設園芸を中心とした機器・設備・技術などが展示され、ステージプログラムでは、ふくしま次世代農業セミナーと農業



人材育成セッションが開催されました。セミナーでは2名の講師の方々から「稼げる施設園芸を目指して」「流通のプロが見る花卉栽培の最前線」をテーマにした講演があり、また、セッションでは3名のファシリテーターが、「地域の未来を担う農業経営の人物像とは」をテーマにディスカッションを繰り広げ、農業の魅力や農業人材育成のヒントを聴講者に伝えました。イベントには、180名近くの方が来場され、

効率的な農業生産を実現する先端技術や有用な情報・アイデアに触れる機会となりました。

営農再開に向けた座談会

町は、酒田・藤橋・西台の3地区が営農再開に向けて立ち上がるためのビジョンづくりを行っています。1月24日と26日、この3地区における営農再開に向けた地域座談会を実施しました。今回の座談会では、前回（平成29年11月開催）で挙げられた地域の課題を基に、これからの地域の方向性について、インフラ関係、人間関係、販売関係の三つの項目に整理し、意見交換を実施しました。各地区に共通する内容で、機械・施設の再整備、ほ場

整備の実施等の必要性が改めて見えてきました。また、一方で、これから実際に歩み出していくためには、地区の合意形成を図っていくことが必要との意見がありました。

その他、地区から次のような意見がありました。

- ① 酒田地区―現在の試験栽培から営農への移行、若手農業者の育成について
 - ② 藤橋地区―地域として試験的な作付けの実施について
 - ③ 西台地区―条件不利な畑地の対策、地域を越えた連携について
- 町は座談会でいただいた意見を基に、地区ごとにおけるビジョンの最終的な取りまとめを進めていく予定です。



酒田地区



藤橋・西台地区

農業委員会だより *第7回*

各種手続について

○農地の納税猶予を受けている方へ

農地を相続や贈与により取得し、相続税や贈与税、不動産取得税の納税猶予の制度を利用されている方は、3年ごとに継続の手続が必要です。（対象となる方には、相続税と贈与税は税務署から、不動産取得税は相双地方振興局から案内が届きます。）

手続には、農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書が必要になります。

○農地法の許可を受けた方へ

農地の贈与や売買による権利の移動または農地を農地以外の目的に使用するための転用など、農地法の許可を得た場合は、法務局で名義変更や地目変更の登記を行う必要があります。

過去に農業委員会の手続が完了していたにもかかわらず、登記されていないため相続や売買、住宅建築等の際に手続が順調に進まない、という場合がありますので、許可後（転用の場合は工事完了後）は速やかに法務局で手続をお取りください。

なお、登記手続の詳細については、法務局へお問合せください。

☎ 浪江町農業委員会事務局（産業振興課内）
☎ 0240(34)0245